令和6年4月25日 告示第 141 号

(目的)

第1条 この要領は、おおい町子どもの遊び場整備にあたり、広く住民からの意見を求めるため、おおい町子 どもの遊び場整備検討委員会設置要綱(令和6年おおい町告示第140号)第3条第4号に規定する住民を 代表する委員(以下「委員」という。)について、公募制度を導入するにあたり必要な事項を定めることを 目的とする。

(公募する委員の数)

第2条 公募する委員の数は2名以内とする。

(申込者の資格)

- 第3条 委員の公募に申し込むことができる者は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 公募の日においておおい町の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 公募の日から概ね3年以上おおい町内に居住すると見込まれる者
 - (3) 公募の日現在において満20歳以上の者
 - (4) 児童福祉について関心のある者

(応募の方法)

第4条 委員に応募しようとする者は、別紙「おおい町子どもの遊び場整備検討委員応募用紙」を公募時に別に定める日までに、住民窓口課に提出するものとする。

(選考の方法等)

- 第5条 委員の選考は、次の点に重点を置き公正に行なうものとする。
 - (1) 委員になる熱意が感じられるか
 - (2) 児童福祉について理解があるか
- 2 選考の結果については、選考後速やかに、当該応募者に通知するものとする。

(広報)

第6条 委員の公募については、ホームページ等の手段を用い広報するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年5月31日に限り、その効力を失う。

おおい町子どもの遊び場整備検討委員会委員応募用紙

令和 年 月 日提出 性 昭・平 男・女 氏 名 生年月日 年齢 歳 别 月 日 おおい町 住 所 第 号 番地 電話番号) 職業 勤務先 電話番号 【応募の理由】 【児童福祉に関する考え等 (子どもを取り巻く現状についての課題やその対応策など)】